

スカラシップ制度（個人）規約

■規約

第 1 条（目的）

スカラシップ制度（個人）規約（以下「本規約」という。）は、アチーブメント株式会社（以下「当社」という。）が、お客様に対し、当社が実施、募集するスカラシップ制度（個人）（以下「本制度」という。）の応募条件、有効期間その他本制度に関する事項について定めることを目的とします。お客様は、本制度に応募するにあたり、本規約を遵守するものとします。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) プロ：ある物事を職業として行い、主としてその活動で生計を立てる者。
- (2) 戦略的目標達成プログラム『頂点への道』講座（以下「『頂点への道』講座」という。）シリーズ：『頂点への道』講座スタンダードコース（以下「スタンダードコース」という。）、『頂点への道』講座ダイナミックコース（以下「ダイナミックコース」という。）、『頂点への道』講座ダイナミックアドバンスコース（以下「ダイナミックアドバンスコース」という。）及び『頂点への道』講座ピークパフォーマンスコース（以下「ピークパフォーマンスコース」という。）の4つのコースの総称。
- (3) スタンダードコース：お客様が目標達成のための土台を確立し、アチーブメントテクノロジーの様々なアイデア、ノウハウを習得するためのコースです。受講料は 183,750 円（税込み）とします。
- (4) ダイナミックコース：お客様がアチーブメントテクノロジーを体験を通じて会得するためのコースです。「知っている」状態で終わらせることなく、「出来る」状態に落とし込みます。なお、お客様がクラブ会員（(8)のアチーブメントクラブ会員をいう。以下同じ。）であること及びスタンダードコースの受講を終了していることを受講条件とします。受講料は 99,750 円（税込み）とします。
- (5) ダイナミックアドバンスコース：ダイナミックコースからさらに踏み込み、お客様が知らず知らずのうちに作ってしまう「自分の限界」を突破するためのコースです。なお、お客様がクラブ会員であること及びダイナミックコースの受講を終了していることを受講条件とします。受講料は 260,400 円（税込み）とします。
- (6) ピークパフォーマンスコース：お客様が今まで得た自分の学びや成長を他の人に「分かち合う」技術を習得するためのコースです。メディアトレーニングにも有効です。なお、お客様がクラブ会員であること及びダイナミックアドバンスコースの受講を終了していることを受講条件とします。受講料は 288,750 円（税込み）とします。
- (7) 再受講：お客様がスタンダードコースを2回以上受講することをいいます。各受講の間は最低 90 日以上空けるものとします。受講料は、アチーブメントクラブ会員は 31,500

円（税込み）、クラブ会員以外は 63,000 円（税込み）とします。なお、スタンダードコース以外の『頂点への道』講座シリーズの各コースについては、お客様は 2 回以上受講することはできないものとします。

(8) アチーブメントクラブ会員：スタンダードコースの受講を終了されたお客様が入会できる会員サービスで、入会后、再受講料等の割引、会員誌による情報の先取りなど特典があり、会費は 21,000 円（税込み）とします。（詳細はアチーブメントクラブ会員サービス利用規約をご参照ください）

第 3 条（本制度の内容）

本制度の内容は以下のとおりとし、第 5 条の選考に合格されたお客様は、その審査の結果に基づき A～C いずれかのランクに認定されるものとします。

(1) A ランク

1. 目標達成支援として、お客様のスタンダードコースの受講料を全額免除及びその他『頂点への道』講座シリーズのコースの受講料を半額免除します。

2. 目標達成支援として、お客様は、当社担当コンサルタントのフォローアップを有効期間（第 8 条の本件制度認定の有効期間をいう。以下同じ。）中、無料かつ回数制限なしで受けることができます。

3. ブランディング支援として、当社がお客様の PR ツール（チラシ 500 枚及び WEB サイト）を無料で制作します。

(2) B ランク

1. 目標達成支援として、お客様のスタンダードコースの受講料を半額免除及びその他『頂点への道』講座シリーズのコースの受講料を 2 割免除します。

2. 目標達成支援として、お客様は当社担当コンサルタントのフォローアップを有効期間中、無料かつ回数制限なしで受けることができます。

3. ブランディング支援として、当社がお客様の PR ツール（チラシ 500 枚及びブログ）を無料で制作します。

(3) C ランク

1. 目標達成支援として、お客様のスタンダードコースの受講料を 2 割免除します。

2. 目標達成支援として、お客様は当社担当コンサルタントのフォローアップを有効期間中、無料かつ回数制限なしで受けることができます。

3. ブランディング支援として、お客様の PR ツール（チラシ 500 枚）を無料で制作します。

2. 目標達成支援のスタンダードコースの割引は、お客様がスタンダードコースを再受講する場合においても適用されるものとします。ただし、初回受講の受講日初日から 3 年以内に受講する場合又は 6 回目以内の受講の場合に限ります。

3. 当社担当コンサルタントによるフォローアップ又はパーソナルブランディング支援は、有効期間の開始日後から受けられるものとします。

第 4 条 (応募条件等)

お客様が本制度に応募するには、以下の要件をいずれも満たしていることを必要とします。

(1) お客様が現在、プロのスポーツ選手またはプロとして芸術活動、芸能活動をしている者、またはプロを目指している者であること。

(2) お客様の年齢が第 5 条 (1) の書類審査 (一次審査) の書類が当社東京本社に到着した時点で、満 30 歳未満であること。

2. お客様が未成年者である場合には、『頂点への道』講座シリーズを受講する際、親権者の同意を書面で提出するものとします。

3. お客様は、有効期間中、クラブ会員に入会するものとし、年会費はお客様の自己負担とします。

第 5 条 (選考)

お客様は、本制度の認定を受けるため、以下の選考を受けるものとします。

(1) 書類審査 (一次審査) : お客様は、履歴書、自己 PR 資料及び小論文 (1,200 字程度) を当社東京本社へ提出します。

(2) キャリアカウンセリング (二次審査) : お客様は、当社コンサルタントとキャリアカウンセリングをします (1 時間程度)。また、場合によって、お客様に個別の実技課題を課すことがあります。

(3) 役員面談 (最終審査) : お客様の最終の意思確認をします。

第 6 条 (規約の承諾)

本件団体は、申込みをされた場合には本規約に同意したものとみなします。また、今後、本規約に変更等が生じた場合についてもあらかじめ同意したものとみなします。

第 7 条 (中間報告及び取材)

本制度の認定を受けたお客様 (以下「認定を受けたお客様」という。) は、その認定ランクを問わず、以下の中間報告をする義務を負うものとします。なお、この中間報告の内容は、当社の出版物、プレスリリース、インターネット等を用いて当社が発表・配布できるものとします。

(1) 認定を受けたお客様は、本制度を利用して『頂点への道』講座シリーズの各コースを受講した場合、受講終了日から 2 週間以内に 1,000 字程度のレポートを当社に提出するものとします。

(2) 認定を受けたお客様は、月に一度、当社の定める日までに、所定のフォーマットにて 1,000 字程度のレポートを当社に提出するものとします。

(3) 認定を受けたお客様は、有効期間中の受賞、入選、タイトルの獲得、各大会の順位等の結果を、すべて、速やかに当社へ報告するものとします。

2. 前項の報告とは別に、認定を受けたお客様は、当社の取材を受けていただく場合があります。

ます。なお、この取材の内容は当社の出版物、プレスリリース、インターネット等を用いて当社が発表・配布できるものとします。

第 8 条（認定の取り消し）

以下の各号の一に該当する場合、その理由を問わず、当社は、直ちに認定を受けたお客様についての本制度の認定を取り消すことができるものとします。

- (1) 認定を受けたお客様が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) 認定を受けたお客様が本規約に違反していることが判明したとき
- (3) 認定を受けたお客様が活動の中止または廃止の申請を当社にしたとき
- (4) 認定を受けたお客様が前条 1 項の中間報告を 1 か月以上遅延したとき
- (5) 本制度認定の日から 3 か月を経過しても、認定を受けたお客様が本制度を利用しないとき
- (6) 認定を受けたお客様の活動内容が認定時点のものから大幅に逸脱するとき
- (7) 認定を受けたお客様が死亡したとき
- (8) その他、認定を受けたお客様が本制度の認定を受ける者として適当ではないお客様の行為や事実が判明したとき

第 9 条（本制度認定の有効期間）

本制度の認定の有効期間は、認定を受けたお客様が、本制度を利用してスタンダードコースを初めて受講した受講日初日から 3 年間とします。

第 10 条（規約の変更）

当社は、本規約の内容をいつでも追加又は変更することができるものとし、この場合当社は直ちにその内容を公開するものとします。

第 11 条（準拠法、管轄裁判所）

- (1) 本規約に関する準拠法は日本国法とします。
- (2) 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。